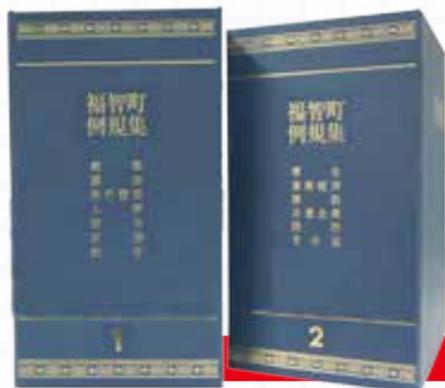


「福智町部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました



2016年(平成28)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」を制定。日本の法律で「部落差別」という言葉が初めて使われました。部落(同和)問題は、江戸時代の身分制度を理由にした差別問題です。これは、日本だけの人権問題であり、日本国憲法によって保障された人間の自由と平等を脅かす重大な社会問題です。このような差別は決して許されるものではありません。福智町が、責任をもって差別の解消に取り組むため「福智町部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

条例の主な3つのポイントを紹介します！

point [3]

相談体制の充実



住民からの人権問題に関する相談を受け、その解消に向けて取り組みます。(第7条)

point [2]

推進体制の充実



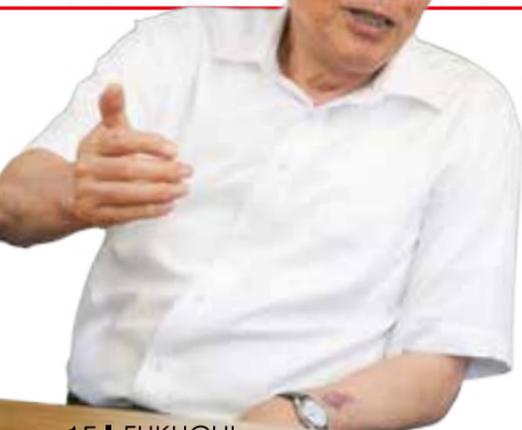
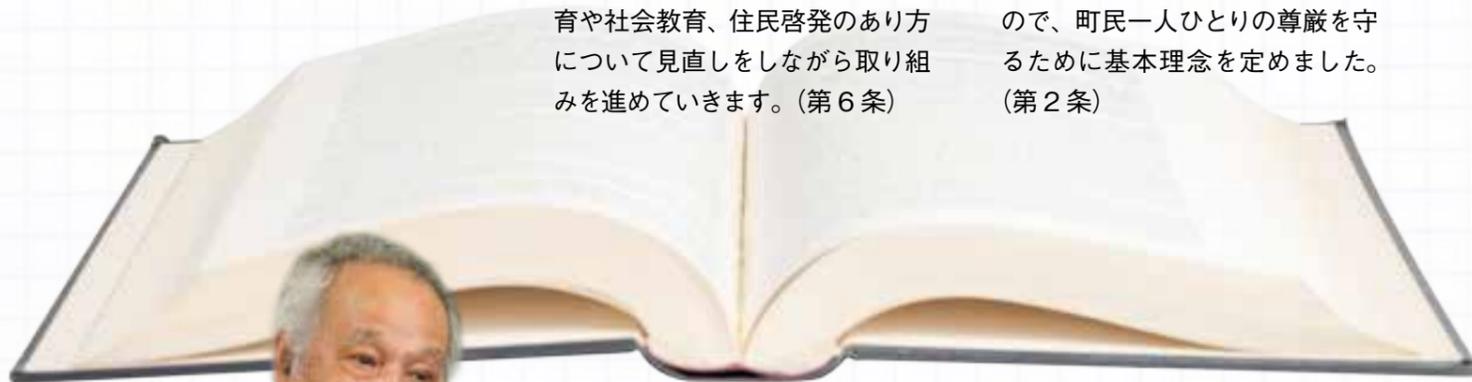
部落差別解消のための施策を効果的に推進するために、住民や色々な方々の意見を取り入れ、学校教育や社会教育、住民啓発のあり方について見直しをしながら取り組みを進めていきます。(第6条)

point [1]

基本理念



インターネットの普及により、デマや偏見、差別的情報が発信され、差別の拡大や悪質化が進んでいるので、町民一人ひとりの尊厳を守るために基本理念を定めました。(第2条)



Interview 田川地区 人権サポーター 堀内忠さん

条例の制定に携わった堀内さんにお話を伺いました

「全ての町民が福智町に住んでよかつたと思えるような町にするための基本にしていきたい」という思いで第2条の基本理念を条例に入れたと話す堀内さん。しかし近頃、田川地区で部落差別を助長するような事象が起き、いまだ差別が形を変えて根強く残っています。二人ひとりが部落差別を自分事として捉えることが大切」と真剣なまなざしを向ける堀内さんは、誰もが幸せに暮らせる社会を力強く見据えています。

7月は

同和問題啓発 強調月間です



福岡県では、同和問題の早期解決を目指して、1981年度(昭和56年度)から毎年7月を「同和問題啓発強調月間」と定めています。福智町においても、町民一人ひとりのご理解・ご協力を得るために、さまざまな啓発行事を実施し、差別を解消する取り組みを進めてきました。

《 First Question 》

みなさんは「部落(同和)問題」をどのくらい知っていますか？

Question

そっとしておけば差別はなくなっていきますか？

家 族・友人・知人から部落差別の考え方が伝わります。また、インターネットなどにも差別的な書き込みが多数存在。そっとしておくことで差別はどんどん拡大します。

Question

部落(同和)問題はどのような差別がありますか？

結 婚や就職の時や、インターネット上への差別的な書き込みなどがあります。

Question

部落差別とはどのようにできたのですか？

江 戸時代の身分制度の考え方をもとにして、今なお差別意識を持っていることです。

結果的に

部落(同和)問題を解決するためには、正しく知り、一人ひとりが差別をなくすための行動をすることが大切です！

《 Information 》

今年度の「同和問題啓発強調月間講演会」は、新型コロナウイルス対策として中止します。

役場人権・同和対策課 ☎ 22-7764